

3 補助対象経費（京都府内の事業所等において実施される取組が対象となります。）

就労環境改善の取組に要する経費及び補助対象例

① 就業規則等の作成・変更

- ・就業規則（正社員転換制度、パワーハラスメント・奨学金返済支援制度等）の整備
- ・変形労働時間制度や勤務シフト等の整備
- ・給与・賃金規程の整備

② 所定外労働時間削減のための設備導入経費(労働時間管理適正化システムの導入等)

- ・就業管理システムやタイムレコーダー等の整備 等

③ 就労環境改善のための設備導入（改修）経費

- ・暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場における、冷房、暖房、通風等の温湿度調節設備 等

4 補助上限・補助率等

補助額上限：30万円、補助率：2分の1以内

※ただし、就業規則の作成・変更については、その他の規程等の作成等を含み、10万円が補助上限額となります。

5 申請期間

前期：令和元年 5月15日（水）～9月27日（金）

後期：令和元年10月15日（火）～12月27日（金）

※ 申請される場合には、事前に京都府中小企業団体中央会へご相談・ご連絡ください。

※ また、補助金は予算の範囲内で交付するため、期間内であっても募集を終了する場合、あるいは希望された金額を交付できない場合がありますので、御了承願います。

※ 平成26年度に若者等就労環境向上推進事業助成金、平成27年度就労環境改善助成金、平成28年度就労環境改善・職場定着推進事業補助金、平成29年度及び平成30年度就労環境改善サポート補助金を受給された場合でも、再度、当該補助金を活用することができます。

※補助を受けられた場合、補助事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から10年間保存してください。

6 補助対象期間

前期：令和元年 5月15日（水）～10月31日（木）

後期：令和元年10月15日（火）～1月31日（金）

※取組（事業）に係る全ての経費は、補助対象期間内に支払いを完了してください。なお、リース及びレンタル等による支払いの場合、補助対象期間内に支払われた額のみ補助対象となります。

～ お問い合わせ先・申請先 ～

京都府中小企業団体中央会

（京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3F）

TEL 075-708-3701 / FAX 075-708-3725